様式第１号（第３条関係）

令和７年　　月　　日

洲本市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

補助金等交付申請書

　令和７年度において次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう洲本市補助金等交付規則第３条の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助申請額 | 円 |
| ２　事業の名称 | 洲本市未来投資推進事業 |
| ３　事業の目的 | 事業計画書のとおり |
| ４　事業の内容 | 事業計画書のとおり |
| ５　着手・完了　　予定年月日 | 事業計画書のとおり |
| ６　事業の効果 | 事業計画書のとおり |
| ７　添付書類 | （１）事業計画書（２）収支予算書（３）その他参考資料 |
| ８　備考 |  |

事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 |  |
| 事業区分(該当に○) | ①イベント | ② 町 内 会 活 動 | ③多様な連携 | ④総計戦略 |
| Ａ　Ｂ | Ｃ Ｄ Ｅ Ｆ Ｇ Ｈ Ｉ | Ｊ　Ｋ　Ｌ | Ｍ |
| 申請者（団体）の概要 | 団体名： |
| 構成員数（町内会の場合は戸数）： |
| 担当者職氏名： |
| 担当者連絡先（電　話）：　　　　　　（メール）： |
| 規約や定款など：別添のとおり |

|  |
| --- |
| ①目的や主旨等（実現したい目標、解決したい課題、これまでの取組実績） |

|  |
| --- |
| ②事業の必要性、具体的な事業内容、実施手段や実施体制 |

|  |
| --- |
| ③事業スケジュール（打合せ、工事着手、イベント開催など、時系列に記載） |
| 月　日 | 場　所 | 参加人数 | 内　容　等 |
|  |  |  | （着手予定日） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  | （完了予定日） |

|  |
| --- |
| ④事業の効果や成果、今後の事業展望 |

⑤その他参考資料（見積書、その他計画を補足する資料などを添付）

様式第２号（第３条関係）

収支予算書

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額(円) | 摘　要 |
| 市補助金 |  | 洲本市未来投資推進事業 |
| 自己資金 |  |  |
| 事業収入 |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額(円) | 摘　要 |
| 報償金 |  |  |
| 旅費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 食糧費 |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |
| 手数料 |  |  |
| 保険料 |  |  |
| 委託料 |  |  |
| 使用料及び賃借料 |  |  |
| 工事請負費 |  |  |
| 原材料費 |  |  |
| 家屋購入費 |  |  |
| 備品購入費 |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

※単品単価が10万円を超えるものは見積書を添付

令和７年　　月　　日

　洲本市長　様

（事業主体）

住　　所

団体名

代表者名

電　　話　（　　　）　　　　　－　　　　　番

消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）

　令和６年度洲本市未来投資推進事業の実施にあたり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告及び納税等の状況について下記のとおり報告します。

記

　令和６年度洲本市未来投資推進事業に係る消費税等の申告、納税状況について

　区分欄のうち該当する番号に○を記入の上、当該〔　　〕書にその内容を記入願います。

また、３の場合は、理由等を具体的に記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 補助事業手続き上の留意事項 |
| １　免税事業者 | 　消費税等相当額を含め補助金の交付を申請し、交付を受けることが可能です。 |
| ２　課税事業者（消費税等の申告にあたり、課税仕入　　れに係る消費税額を控除するもの） | 　補助金交付申請時に、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する必要があります。 |
|  | ２－１　基準期間の課税売上高１，０００万円超 |
| ２－２　課税事業者選択届出書提出　　　　　　　　　　　　〔届け出期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日〕 |
| ２－３　新設法人　　　〔資本又は出資の額　　　　　　　　　　万円〕 |
| ３　その他　　理由等記載 | 　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を含め補助金交付の決定がなされた場合には、①実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであればこれを減額して報告する必要があります。　②又、実績報告の提出後に消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を報告の上、速やかに返還する必要があります。 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（　参　考　）

○　次のいずれかに該当する場合、消費税等の確定申告及び納税の必要があります。

　　①　基準期間における課税売上高が１，０００万円を超える場合

　　②　①以外で税務署あて「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合

　　③　新設法人であり、資本又は出資の額が１．０００万円を超える場合

　○　消費税等の確定申告で仕入れ税額控除により還付税額が発生するなど、補助事業により交付した補助金に係る消費税等相当額が、仕入れ税額控除対象となった場合には、補助事業に要する経費と認められません。

　　　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、さきに補助対象から控除するか、又はこれを含めて交付された場合には返還していただく必要があります。

* 本報告は、消費税等の申告・納税状況を確認させていただくことにより、補助事業の適正な執行を図ることを目的としています。